

貸借対照表

令和4年9月30日

株式会社アイ・ティー・ワン

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	2,425,069,969	【流動負債】	688,952,401
現金及び預金	1,490,021,307	買掛金	221,597,306
売掛金	874,796,476	未払法人税等	69,489,600
契約資産	30,032,658	未払事業所税	5,183,100
未収入金	480,905	未払消費税等	42,402,800
前払費用	29,467,842	未払費用	36,530,515
その他流動資産	270,781	未払金	47,684,048
		預り金	28,392,120
		前受金	12,065,059
		賞与引当金	225,607,853
【固定資産】	288,395,389	【固定負債】	107,374,831
【有形固定資産】	79,160,537	長期資産除去債務	30,142,431
建物附属設備	50,411,596	退職給付引当金	77,232,400
工具器具備品	28,748,941	負債合計	796,327,232
		純 資 産 の 部	
【無形固定資産】	59,514,589	【株主資本】	1,917,138,126
ソフトウェア	49,251,966	資本金	309,771,000
ソフトウェア仮勘定	10,262,623	資本剰余金	17,323,600
		その他資本剰余金	17,323,600
【投資その他の資産】	149,720,263	利益剰余金	1,590,043,526
敷金	36,744,890	利益準備金	77,442,750
繰延税金資産	112,975,373	その他利益剰余金	1,512,600,776
		繰越利益剰余金	1,512,600,776
		純資産合計	1,917,138,126
資産合計	2,713,465,358	負債及び純資産合計	2,713,465,358

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物附属設備

定額法により償却しております。

工具器具備品

定率法により償却しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアの社内利用における利用可能期間(5年)に基づき定額法により償却しております。

市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアの見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算出する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績がないため計上しておりません。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)及び年金資産に基づき計上しております。

受注損失引当金

今後の受注開発に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることが可能な開発について、損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては該当する見込のある受注開発がないため計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)、及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれて当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

なお、システム開発、保守サービスのうち、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるよう手配すると判断できる代理人取引に該当する場合は、顧客か

ら受取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 重要な会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

収益認識に関する会計基準等を当該事業年度より適用しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映させ、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更による当事業年度の売上高は14,837,656円増加し、売上原価は9,622,756円増加し、営業利益、経常利益及び税引き前利益は5,214,900円増加しております。
前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は3,530,109円増加しております。

3. 当期純損益金額

- (1) 当期純利益額金額 120,483,760円